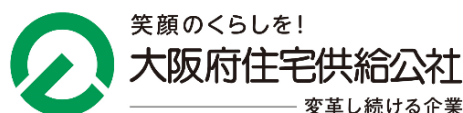


令和2年4月28日



## 新型コロナウイルスによる府営住宅入居者の各種手続きについて (お願い)

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、より一層の感染拡大防止を図るため、当分の間、原則として、府営住宅入居者の各種手続きについては、書類の郵送もしくは巡回管理員室連絡箱への書類投函により行っていただきますようお願い申し上げます。

(対面での本人確認等が必要なものを除きます)

また、家賃減免・敷金徴収猶予を受けている世帯については、下記の通り、減免及び猶予の期間を3カ月間延長します。

### 記

#### 【家賃減免・敷金徴収猶予の期間延長となる世帯】

- ① 令和2年5月末で期間終了する世帯 ⇒ 令和2年 8月末まで
- ② 令和2年6月末で期間終了する世帯 ⇒ 令和2年 9月末まで
- ③ 令和2年7月末で期間終了する世帯 ⇒ 令和2年10月末まで

※但し、家賃等滞納がある場合は期間延長できません

#### 【手続方法】

- ・上記①から③の世帯に対して、順次、大阪府から申請書が送付されます。
- ・申請書に必要事項を記載の上、期間の終了する月の20日までに、お住まいの住宅を管轄する管理センターへ書類を郵送、もしくは巡回管理員室連絡箱への書類投函により、申請手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】 月～土 9:00～17:45 ※日曜・祝日は休み

◆ 千里管理センター 【管理区域：豊中市、池田市、吹田市、箕面市】

入居サービス課

電話：06-6833-6929 FAX：06-6871-1062

◆ 泉北ニュータウン管理センター 【管理区域：堺市南区（泉北ニュータウン内）】

入居サービス課

電話：072-343-5562 FAX：072-293-0332